

中主小学校 PTA 会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、中主小学校 PTA といひ、事務局を中主小学校校内に置きます。

(目 的)

第 2 条 本会の目的は、中主小学校に在籍するすべての児童の健全な成長を図るため、学校、家庭、地域社会の環境の向上に努め、あわせて会員の教養を高めるとともに、相互の親睦を図ることを目的とする。

(方 針)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動します。

1. 本会は、民主的な社会教育団体であり、特定の政党、宗教等と支持するものではありません。
2. 本会は、自主独立のものであり、他のいかなる団体の干渉も受けるものではありません。
3. 本会は、学校の人事その他管理について干渉するものではありません。

(事 業)

第 4 条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 会員の研修に関する事。
- (2) 人権教育の推進に関する事。
- (3) 学年学級の教育推進に関する事。
- (4) 校外生活指導に関する事。
- (5) 教育環境の整備に関する事。
- (6) 学校教育の援助に関する事。
- (7) 資源のリサイクルに関する事。
- (8) その他必要な事。

第2章 会 員

(会員資格)

第 5 条 本会の会員資格は、次の通りとします。

- (1) 中主小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 中主小学校に勤務する教職員

(入 退 会)

第 6 条 本会へは自由意志で入会し、また退会できます。

1. この会に入会を希望する場合は、入会届を提出することで会員になることができます。
2. 会員は、退会届を提出することで、退会することができます。

但し、卒業、転校、異動、退職で、会員の資格がなくなった場合は、自動的に退会したことになり、退会届を提出する必要はありません。

第3章 会 計

(経 費)

第 7 条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をあてます。

(会 費)

第 8 条 本会の会費は次の通りとします。

1. 会費は年額1500円とし、1学期に徴収します。
 - (1) 年度途中の入会の場合、月割計算で徴収します。
 - (2) 年度途中の退会の場合、既納会費は返金しないものとします。
2. 本会の会費額は、総会において定めます。

(会計年度)

第 9 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第4章 役 員

(役 員)

第 10 条 本会の役員は次の通りとします。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 庶 務 2 名(保護者1名、教職員1名)
- (4) 会 計 2 名(保護者1名、教職員1名)

以上を本部役員とします。

- (5) サポーター 定足数は特に定めません。
- (6) 会計監査 2 名
- (7) 顧 問 学校長ほか若干名

(選 出)

第 11 条

1. 前条(1)から(6)までの役員は、公募による立候補制とし、選考委員会の承認を得て決定します。
2. 庶務、会計の教職員は教職員の互選によるものとし、会長が委嘱します。
3. 顧問は会長が委嘱します。
4. 前条の役職について、それぞれ定数を超えた立候補がある場合は、会員による選挙または立候補による話し合いを実施します。
5. 立候補による定員が満たない場合は、役職不在や定員に未達のまま本部運営をすることができます。但しその場合は、当年度役員と次年度役員立候補者がそのことに合意し、なおかつ会員を対象とした投票にて投票者の過半数の賛成を要することとします。

(選考委員会)

第 12 条 選考委員会は本部役員によって構成され、役員選考結果は、選考委員会からPTA会員すべてに周知し、これをもって承認にかえることとします。

(職 務)

第 13 条 役員の職務は、次の通りとします。

- (1) 会 長：本会を代表し、会務を統轄します。
- (2) 副 会 長：会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行します。
- (3) 庶 務：本会の事務及び PTA 広報誌の作成と発行を行います。
- (4) 会 計：本会の会計を行います。
- (5) サポーター：事業の執行にあたります。
- (6) 会計監査：本会の会計に係る監査を行います。
- (7) 顧 問：本会の重要事項について会長の諮問に答え、会議に出席し意見を述べることができます。

(任 期)

第 14 条 各役員の任期は次の通りとします。

1. 役員の任期は、1 年とします。但し、再任することができます。
2. 役員は、その任期が満了した後も、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとします。

第5章 会 議

(会 議)

第 15 条 本会が行う会議は、次の通りとします。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会

(総 会)

第 16 条

1. 総会は年1回とし、必要あるときは、臨時に開くことができます。
2. 総会は、会長が招集し、次の事項を決議します。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 会費額の変更に関すること。
 - (4) 会則の改正に関すること。
 - (5) その他、本会の運営に関する重要な事項。
3. 会員が集まって総会を開くことが難しい場合は、書面による総会、議決にすることができます。

(定 足 数)

第 17 条 総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ開催することができません。

(決 議)

第 18 条 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長が決めます。

(本部役員会)

第 19 条

- 1.本部役員会は、随時開くことができます。
- 2.本部役員会は、会長が招集し第15条第2項(1)～(5)について企画立案し執行します。

第6章 会則の改正

第 20 条 本会の会則は、総会において出席者3分の2以上の同意を得られなければ改正することができません。

第 21 条 本会の運営を円滑に行うために、会則に反しない限りにおいて、本部役員会の決議を経て、必要な規定を別に定めることができます。

付 則

(施行期日)

第1条 この会則は、昭和 59 年 6 月 30 日から施行する。

(この会則は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正する。)

(この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から一部改正する。)

(この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から一部改正する。)

(この会則は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正する。)

(この会則は、平成 22 年 1 月 20 日から一部改正する。これに伴い会則の細則、本部役員選考規定は廃止する。)

(この会則は、平成 26 年 5 月 2 日から一部改正する。)

(この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正し、役員数の変更と組織体制、選考方法を改正。)

(この会則は、令和 6 年 1 月 25 日から一部改正する。任意加入制の導入、役員選出方法の変更、委員会の廃止。これに伴い実行委員会設置規定、役員選考規定、組織図は廃止する。)